

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

そこですべての生徒が安心・安全に学校生活が送られるように亀崎中学校では、いじめについての方針を以下のように定めた。

いじめの定義

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条

重大事態とは

- ・ 生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき
 - ・ 生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- いじめ防止対策推進法 第28条第1項

- (1) 言葉や暴力を含む「いじめ」で他人を傷つけ、迷惑をかけることを絶対に許さない。
- (2) 市教委・PTA・行政区等の教育関係機関に常に現状を報告するとともに、対応の手立て等をPTA等とともに考える。（指導の理解と支援・文書等による啓発等）
- (3) 学校としての目的に添わない生徒（他人への迷惑行為）は保護者に連絡する。継続的な指導にも従わない場合は保護者へ連絡し、家庭での指導を依頼する。

2 いじめ問題対策協議会について（いじめ防止対策にかかわる内容を以下に示す。）

「いじめ問題対策協議会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員、中学校支援員等とする。

いじめの早期発見・対策を目的として、「いじめ問題対策協議会」主催の対策協議会を定期的開催する。対策協議会では、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、全教職員で組織として対応する。

- (1) 「いじめ問題対策協議会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度始めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だより、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- いじめに係る学校のアンケート用紙や相談の記録等は、原則、5年間保存するものとする。アンケートは毎月1回実施し、一人一人回収等、プライバシーには十分配慮する。また、アンケート実施後には、生徒と直接面談を行うとともに、アンケート結果は、管理職、生徒指導担当、学年主任等、複数の目で点検・確認するものとする。
- ア いじめアンケートを年間11回（記名式8回、無記名式3回）実施する。
- イ 教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 生徒指導連絡会を週毎に開催し、生徒の実態把握に努める。
- エ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ いじめの有無を問わず、職員会議終了後、引き続き情報交換を目的として、全職員参加の対策協議会を行い、いじめ・不登校生徒の早期発見・早期対応ができる体制づくりを常に図っていく。
- カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア 「いじめ問題対策協議会」を設置し、いじめの発見・通報を受けたら「学校いじめ防止基本方針」をもとに対策協議会を開催し、共通理解のもとに指導をすすめる。全教職員で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、別添「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。「いじめ防止対策委員会」の構成員は大きく三つに分けられる。①主たる構成員（※学校・専門相談機関）、②必要に応じて参加依頼を求めるメンバー（ソーシャルワーカー、PTA代表者など）、③他者への理解促進者（学級・地域のキーパーソン）で、いじめ被害者に必要なメンバーをすぐに招集し構成する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

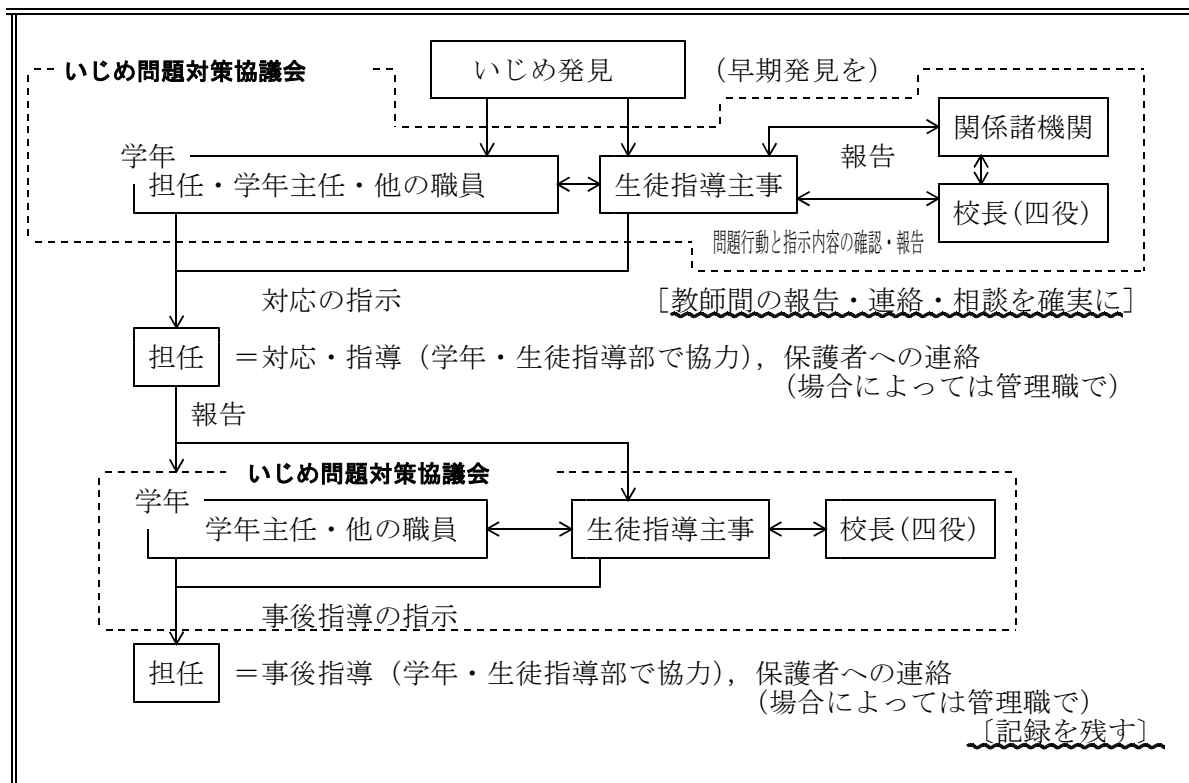
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、12月）し、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する研修などで学んだことを職員間で共有するなど、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



《年間指導計画》 R5.4.10 現在

月	「いじめ防止対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○「生徒指導ガイドライン」の内容の確認 ○第1回いじめ防止対策協議会	○学級開き ○学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○タブレット端末授与式	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○いじめアンケート① ○心と体のチェックリスト	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○ホームページで「学校いじめ基本方針」の紹介
5		○タブレット利用の目標設定	○いじめアンケート②	○部活動懇談会
6		○修学旅行（3年）	○いじめアンケート③（無記名式①） ○教育相談週間	
7	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○いじめアンケート④	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
8	○中間評価→検証	○職場体験学習（2年）		
9	○第2回いじめ防止対策協議会	○野外活動（2年）	○いじめアンケート⑤ ○心と体のチェックリスト	
10	○現職研修	○「高根祭」（異年齢集団活動）	○いじめアンケート⑥	○学校運営協議会委員への学校公開
11		○合唱コンクール	○教育相談週間 ○いじめアンケート⑦（無記名式②）	
12	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話）	○いじめアンケート⑧	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1	○第3回いじめ防止対策協議会	○保健指導（命の大切さ）	○いじめアンケート⑨	
2	○自己評価		○教育相談週間 ○いじめアンケート⑩（無記名式③）	
3	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○3年生を送る会 ○立志の会（2年）	○いじめアンケート⑪	○学校運営協議会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○生徒指導連絡会	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○月毎の委員会活動の実施（異年齢集団活動）	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応する。